

## 1. いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え

(基本的考え)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では全ての児童がいじめを行わず、また、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを目的として、いじめの未然防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

児童はいじめをおこなってはならない。

(いじめの防止)

児童をいじめから守る。

(いじめの早期発見と再発防止)

いじめられている児童を早く発見し、いじめから守るとともに、二度といじめられないよう再発防止に努める。

## 2. いじめの防止等のための対策の基本となる事項

### (1) 基本施策

#### ① 学校におけるいじめの防止

- ア 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- イ 保護者ならびに地域の方々、その他の関係機関との連携を深め、いじめ防止に資する児童の自主的活動を支援する。
- ウ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他の必要な措置として、特別活動や総合的な学習の時間等を活用した「いじめ防止に向けた取組」を実施する。

#### ② いじめの早期発見のための措置

- ア いじめアンケート等を定期的実施し、いじめまたは、いじめと疑われる行動、さらにはいじめにつながりかねない言動等を早期に発見していく。
  - ・生活アンケート（年に2回実施）⇒いじめアンケートの内容を含む
- イ いじめに係る相談体制を充実させ、児童や保護者が、いじめその他の相談に対して的確に対応する。
- ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保と教職員の資質の向上を図るため、研修に取り組む。

#### ③ インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

- ア SNS上でのいじめやトラブルなどが起きないように、必要な啓発活動や情報モラルの向上を図る取組を実施する。
  - ・「携帯スマホ教室」の実施・「アンビシャス4」の取組……安易な行動をさせないために
- イ 保護者や地域の方々に向けても、啓発活動や研修活動に取り組む（学校だより・HP等）。

#### ④ 新型コロナウイルス感染症等に係る人権への配慮及び個人情報の保護について

ア 誰にでも感染のリスクがあることを前提に、誹謗・中傷、差別的な発言が出ないように指導を徹底する。

イ 個人情報の保護の観点から情報の管理を徹底するとともに、確実な情報以外を鵜呑みにして安易に行動や発言をしないよう指導を徹底する。

## (2) いじめ防止等に対する措置

### ① いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策推進委員会」を設置する。

#### <構成員>

校長 教頭 特別支援コーディネーター 企画部担当 指導部担当 児童会担当  
養護教諭 関係職員 必要により関係機関 その他専門家（有識者）

#### <活動>

- ・いじめを許さない学校づくりに関すること
- ・いじめの未然防止に関すること
- ・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談からの情報等）
- ・いじめ事案への対応と早期解決に関すること

### ② いじめに対する措置

ア いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の確認を行う。

イ いじめの事案が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者への支援といじめを行った児童への指導及びその保護者への指導助言を継続的に行う。

ウ いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるために、必要があると認められた時は、一定期間別室等での学習を行わせる措置を講ずる。この場合、いじめを受けた児童を別室にするか、いじめを行った児童を別室にするかは保護者と連携を図りながら、いじめを受けた児童の心のケアを優先して決定する。

エ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの時間に係る情報を関係保護者と共有するための措置を講ずる。

オ いじめの認知があった場合は、速やかに市教育委員会学校教育課生徒指導担当と連携を図りながら対処する。

## (3) 重大事案への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

- ① 重大事案が発生した旨を市教育委員会へ速やかに報告する。
- ② 北広島市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する方針を決定する。
- ③ 事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記の調査結果については、いじめを受けた児童・保護者・関係機関へ、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## (4) 学校評価における留意事項

いじめを隠さず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見に係る取組に関すること
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること。